

豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

平成 24 年 7 月 4 日（告示第 1623 号）一部改正

平成 27 年 3 月 26 日（告示第 689 号）一部改正

動生剤基準の豚ボルデテラ感染症精製（アフィニティークロマトグラフィー部分精製）・豚パスツレラ症混合（油性アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.5、3.3.8、3.3.9 及び 3.3.10 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。